

ふるさと納税管理業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

葉山町政策財政部財政課

1 目的

本実施要領は、葉山町（以下「委託者」という。）のふるさと納税に係る寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の発注並びに配送管理及び返礼品提供事業者の開拓その他の事務を通じて、寄附者及び寄附金額の増加のみならず、町のイメージを向上させるとともに、地場産業の活性化を図るため、必要な業務を委託する事業者（以下「受託者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本業務は委託者の特性の理解、地場産業との密接な連携等、現場に重きを置く。このため、容易に現地踏査が行える者であることが望ましい。よって、手続きは葉山町役場に来庁して行うことを原則とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称 ふるさと納税管理業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和10年3月31日まで（長期継続契約）
ただし、管理すべき寄附は令和6年10月1日から令和9年9月30日までの間に申出のあったものとし、令和9年10月1日から令和10年3月31日の間はその処理期間とする。
- (4) 事務局 葉山町 政策財政部財政課（担当：高岸）
〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
葉山町役場 財政課
TEL 046-876-1111（内線321）
FAX 046-876-1717
電子メール urusato@hayama.kanagawa.jp

3 応募者の負担及び提案上限価格

応募者はプロポーザルに係る費用を負担する。

本業務は発注量（寄附金額）を見通すことが困難なことから、提案上限価格は寄附金に対する委託料率（税抜）とし、その上限は10%（小数点以下第1位まで設定可）とする。

10%を超えた価格提案を行った場合は失格とする。

4 応募者に必要な参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、業務の遂行にあたり、業務の一部を再委託することを認めるが、業務の全部又は大部分を一括して再委託することは認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア 委託者における競争入札参加資格の認定を受けていること。
 - イ 平成26年度以降にふるさと納税に関する業務を地方公共団体から請け負い、履行した実績があること。ただし、元請けに限る。
- (3) 葉山町指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 応募時点から2年以内に銀行取引停止処分を受けた者でないこと。
- (5) 応募時点から6か月以内に取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者でないこと。
- (6) 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競争手続きの開始決定がされている者でないこと。
- (7) 役員等（参加をしようとする法人の役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。）が暴力団員等（葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第4号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団（条例第2条第2号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等をいう。）でないこと。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (13) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 プロポーザル応募の手続き等

- (1) 募集等のスケジュール

本プロポーザルの日程は以下の表のとおりとする。(日程は都合により変更する場合がある。)

表 受託者の募集及び選定のスケジュール

時期	内容
令和6年4月23日(火)	実施要領等の公表(H Pで公開)
令和6年4月23日(火) ～5月7日(火)	実施要領等に関する質問受付
令和6年5月10日(金)	実施要領等に関する質問に対する回答公表
令和6年5月13日(月) ～5月17日(金)	参加表明書及び応募資格審査書類の提出
令和6年5月20日(月)	応募資格審査結果の通知
令和6年5月21日(火) ～5月31日(金)	提案書及び提案見積書の提出期間
令和6年6月上旬	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
令和6年6月中旬	選定結果公表
令和6年6月下旬	契約締結

(2) プロポーザル応募に関する手続き

ア 実施要領等に関する質問書の提出

実施要領等に関する質問は、提案書類等の作成に係るものとし、審査に係る質問は一切受け付けないものとする。

(ア) 受付期間 令和6年5月7日(火)午後5時まで

(イ) 受付方法 電子メール(様式1 質問書)での提出のみとする。

E-mail:furusato@hayama.kanagawa.jp

(ウ) 質問回答 令和6年5月10日(金)

町ホームページにおいて公表する予定とする。なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護又は公正公平な競争手続の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

(エ) その他

質問に対する回答内容は、本実施要領の追加又は修正として取り扱うものとする。

イ 参加申込

本実施要領並びに仕様書を熟考の上、参加を希望する者は、以下の事項に従って参加申込書類を提出するものとする。

(ア) 提出期間 令和6年5月13日(月)午前9時から

令和6年5月17日（金）午後5時まで

- (イ) 提出場所 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135
葉山町役場政策財政部財政課
- (ウ) 提出方法 原則持参とし、これにより難しい場合書留による郵送を認める。
- (エ) 提出書類 別表1のとおりとする。

【別表1】

様式等	提出部数等
参加表明書 ・様式2-1	1部
応募資格確認申請書類 ・様式2-2、2-3	1部
会社概要（任意様式）	1部

ウ 参加資格確認結果通知書の送付

令和6年5月17日（金）を応募資格確認基準日とし、本業務の応募資格の確認を行う。なお、資格確認結果通知書については、令和6年5月20日（月）に町から申請時の電子メールアドレスに回答するものとし、提案書提出の際に必要な提案者番号も併せて通知する。

エ 非参加資格者（応募が認められなかった者）に対する理由の説明

非参加資格者は、応募資格が認められなかった理由の説明を求めることができる。

- (ア) 受付期限は、令和6年5月23日（木）午後5時までとする。
- (イ) 申請の様式は自由とし、事務局メールアドレスに送信すること。
- (ウ) 町からの回答は、令和6年5月27日（月）までに申請時の電子メールアドレスに回答する。

オ 提案書及び提案見積書の提出

応募者は、提出期間内に提案書及び提案見積書を提出するものとする。

- (ア) 提出期間 令和6年5月21日（火）午前9時から
令和6年5月31日（金）午後5時まで
- (イ) 提出場所 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135
葉山町役場政策財政部財政課
- (ウ) 提出方法 原則持参とし、これにより難しい場合書留による郵送を認める。
提出後、同内容の電子版を事務局メールアドレスに送付すること。

- (エ) 提出書類 別表2のとおりとする。
- (オ) 提案書は提案書作成要領に基づき作成すること。

【別表2】

様式等	提出部数等
提案書 ・様式3-1～3-2 ・提案書	(紙媒体) 原本 1部 副本 6部 (電子版) PDFファイルにてメール送信
提案見積書 ・様式は任意 ・提案書と別冊とする	(紙媒体) 原本 1部 副本 6部 (電子版) PDFファイルにてメール送信

カ プロポーザルの辞退

参加資格を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、プレゼンテーション及びヒアリング実施日の前日午後5時までに事務局へ辞退届(様式2-4)を提出すること。

提出方法は、持参、書留による郵送又は事務局メールアドレスへの送信とする。

キ 1次選考(書類審査)

提出された提案書について、参加資格及び審査基準に基づいて審査を実施し、2次選考(プレゼンテーション及びヒアリング)を実施する提案者を4者選定する。

審査結果については、応募者にメールで通知する。審査結果の説明を求める場合は審査結果通知を発送した翌日から起算して3日(休日は含まない。)以内にメールにて行うものとし、請求に対しメールにより回答する。回答に対する異議は認めないものとする。

なお、提案書を提出した応募者が4者以下の場合、3応募者の負担及び提案上限価格等、当然に選考を通過しない者以外は1次選考を通過したものとみなす。

ク 2次選考(プレゼンテーション及びヒアリング)

(ア) 実施の時期 令和6年6月上旬予定とし、日時詳細は1次選考通過者へ通知する。

(イ) プレゼンテーションは対面形式で実施するものとし、WEBでの実施は認めない。

(ウ) 所要時間は、プレゼンテーションが30分以内、審査員による質疑応答が30分以内の合計60分以内とする。この時間には準備と片付けは含まないこととするが、各15分以内に完了すること。

(エ) プレゼンテーションは非公開で実施するものとし、提案書番号順に説明す

ること。提案書に記載の無い事項の説明は認めない。

ケ 事業者を選定しない場合

事業者の募集及び選定において、応募者がいない又はいずれの提案書も事業目的の達成が見込めないと町が判断した場合（総合審査の評価点（100点満点）が60点未満の場合）には、事業者を選定せずにこの旨を速やかに公表する。

（3）提案書の審査等

ア 提案書の審査及び評価

委託者は、事業者の選定にあたり、事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会では、事業者の選定基準の検討や提案書等の審議及び審査等を行う。なお、本プロポーザルに応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が委員に対して、問合せや働きかけを行った場合は、当該応募者は失格とする。

イ 審査結果の公表

審査は、提案書の内容の審査を行う。町は、選定委員会の審査を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。なお、具体的な審査方法は、事業者選定基準による。

ウ 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、町が本業務の公表等に関し必要と判断した場合には、応募者に確認をしたうえで、無償で使用できる。また、本業務の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

6 業務委託の範囲

本業務の範囲は別紙「仕様書」を基本とするが、委託者の判断により契約締結時において、提案者が提案書により行った追加提案等の内容を追加、変更できることとする。

7 プロポーザルに関する留意事項

- （1） 提案者は、1つの提案しか行うことができない。
- （2） 提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない、ただし、事務局が認めた場合はこの限りではない。
- （3） 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する提案書に含むものとする。
- （4） 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

- (5) 応募者は、当該プロポーザルで知り得た秘密等について他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。
- (6) 次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。
- ア 実施要領に示した応募者の備えるべき応募資格のない者の提出したもの
 - イ 提案者の記名を欠く等明示すべき事項を明示しないもの
 - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確なもの
 - エ 一つの応募について同一の者が二以上の提案を行ったもの
 - オ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出したもの
 - カ 提出書類に虚偽の記載があったもの
 - キ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反したもの
- (7) 実施要領に定めのない事項については、協議の上決定する。
要領等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、通知する。